

岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内産業基盤の充実・強化を図るため、県内中小企業者等の事業活動の活性化と経営の安定の促進に必要な資金を供給し、もって中小企業の振興発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に定める事業者並びに同項第5号及び第6号に定める法人をいう。
- (2) 組合 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づき設立された事業協同組合及びその連合会並びに企業組合
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年11月25日法律第185号）に基づき設立された協業組合並びに商工組合及びその連合会
 - ウ 商店街振興組合法（昭和37年5月17日法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合及びその連合会
 - エ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年6月3日法律第164号）に基づき設立された生活衛生同業組合
 - オ その他特別の法律により設立された組合及びその連合会で知事が認めるもの
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び組合をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者をいう。
- (5) 特定中小企業者 中小企業信用保険法第2条第5項各号に該当することについてその住所を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者等をいう。
- (6) 特例中小企業者 中小企業信用保険法第2条第6項に該当することについてその住所を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者等をいう。
- (7) 旧同和对策対象地区の小規模企業者及び組合 旧同和对策対象地区内にて事業を行う中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者及び同地区の第2号に掲げる組合
- (8) 新規開業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年12月14日政令第350号）第1条第1項に定める事業を新たに開始するもの
 - イ 新たに設立された法人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める事業を開始するもの
- (9) 倒産企業 破産、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立又は不渡手形による銀行取引停止を受けたものであって、倒産関連中小企業の経営に重大な影響を与えると認められるもの
- (10) 倒産関連中小企業者 倒産企業に対し、50万円以上の正常な取引関係に基づく売掛金その他の債権を有するもの又は、当該企業との取引額が全取引額の20%以上を占める県内の中小企業者等をいう。
- (11) 取扱金融機関 普通銀行、信用金庫、信用協同組合（以下「信用組合」という。）、岐阜県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）、農業協同組合（以下「農協」という。）及び株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）のうち、原則として県内の本店及び支店で、資金の種類ごとに別表に定める金融機関をいう。

- (12) 保証協会 岐阜県信用保証協会をいう。
- (13) 信用保証 岐阜県信用保証協会が行う債務の保証をいう。

(資金の種類)

第3条 この要綱に基づく融資（以下「融資」という。）における資金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般資金
 - ア 経営安定資金
 - イ 経営安定資金（同和地区小規模事業資金枠）
 - ウ 小規模企業資金
 - エ 経営者保証非提供資金
 - オ 季節資金（夏季・年末）
 - カ 売掛債権担保活用資金
- (2) 元気企業育成資金
 - ア S D G s 推進資金
 - イ 産業活性化・海外市場開拓支援資金
 - ウ 成長産業強化支援資金
 - エ 地域未来投資支援資金
 - オ 創業支援資金
 - カ 経営合理化資金
 - キ 脱炭素社会推進資金
 - ク 雇用支援資金
 - ケ 事業承継支援資金
- (3) 特別経済対策資金
 - ア 経済変動対策資金
 - イ 関連倒産防止資金
 - ウ 返済ゆったり資金
 - エ 中小企業再生支援資金
- (4) 災害対策資金
 - ア 災害復旧資金
 - イ 危機関連対応資金

(融資対象者)

第4条 融資の対象者（以下「融資対象者」という。）は、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める事業を営み、県内に事業所を有し、かつ県内で1年以上継続して事業を営む中小企業者等に限る。前条第2号オ（創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」を適用する場合を除く。）及びケに掲げる資金、同条第4号アに掲げる資金で岐阜県中小企業振興支援金融融資制度要領（以下「振興要領」という。）第6条関係【資金別】(19)イ(ア)に定める要件により融資をするものについては、1年以上継続して事業を営むことを要しないものとする。

(欠格事由)

第5条 前条の規定にかかわらず、暴排措置に係る照会手続等に関する要綱（平成22年3月29日岐阜県総務部長通知）第3条各号に掲げる者は、融資対象者となることができない。

(融資条件)

第6条 融資の条件（以下「融資条件」という。）は、次の各号に定めるもののほか、別表に定めるところによる。

- (1) 償還方法 取扱金融機関の所定の方法による。
 - (2) 信用保証 取扱金融機関が必要と認めたときは信用保証を要するものとする。ただし、第3条第1号イ、ウ、エ及びカに掲げる資金に係る融資をする場合、同条第3号に掲げる資金に係る融資をする場合、同条第2号オに掲げる資金で振興要領第6条関係【資金別】(10)ア(ウ)及び(エ)に定める要件により融資をする場合、同条第2号クに掲げる資金で振興要領第6条関係【資金別】(13)ア(ア)に定める要件により融資をする場合、同条第2号ケに掲げる資金で振興要領第6条関係【資金別】(14)ア(エ)に定める要件により融資をする場合並びに同条第4号イに定める要件により融資をする場合は、すべて信用保証を要するものとする。
 - (3) 信用保証料 第3条各号に掲げる資金の種類ごとに保証協会が別に定めるところによる。
 - (4) 担保 取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。ただし、第3条第1号ウ、エ及び同条第2号オ（創業関連保証、創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」及びスタートアップ創出促進保証を適用する場合に限る。）に掲げる資金は全て無担保とし、同条第2号ア、イ、ウ、オ（創業関連保証、創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」及びスタートアップ創出促進保証を適用する場合を除く。）、キ及びク、同条第3号ア及びイ並びに同条第4号イに掲げる資金は原則、無担保とし、同条第1号カに掲げる資金は申込人の有する売掛債権を譲渡担保とする。
 - (5) 保証人 法人代表者以外の保証人は、徴求してはならない。ただし、次の場合にあっては法人代表者以外を保証人とすることができる。
 - ア 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が保証人となる場合
 - イ 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が保証人となる場合
 - ウ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証（融資）のリスク許容額を超える保証（融資）依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合
 - エ 特定経営承継関連保証を適用し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年5月16日法律第33号）第12条第1項第1号の規定による認定を受けた中小企業者（以下、「認定中小企業者」という。）が保証人となる場合
- 2 前項第5号の規定にかかわらず、第3条第1号ウに掲げる資金のうち中小企業信用保険法の特別小口保険の適用要件に該当する場合、同号カに掲げる資金、同条第2号オに掲げる資金のうちスタートアップ創出促進保証を適用する場合、同号ケに掲げる資金のうち事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を適用する場合並びに同条に掲げる資金のうち国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用して融資をする場合にあっては保証人を徴求してはならない。

(申込手続)

第7条 融資及び信用保証の申込手続は、次に定めるところによる。

- (1) 申込窓口
 - ア 融資の申込窓口は、取扱金融機関とする。ただし、第3条第1号イに掲げる資金については、岐阜県商工会連合会とし、第3条第1号ウ及び同条第2号オに掲げる資金については、取扱金融機関、商工会議所又は商工会とする。
 - イ 信用保証の申込窓口は、取扱金融機関とする。ただし、第3条第1号イに掲げる資金

については保証協会又は岐阜県商工会連合会とし、第3条第1号ウ及び同条第2号オ（スタートアップ創出促進保証を適用する場合に限る。）に掲げる資金については取扱金融機関、商工会議所又は商工会とし、同条第2号オ（スタートアップ創出促進保証を適用する場合を除く。）に掲げる資金については、取扱金融機関、保証協会、商工会議所又は商工会とする。

- (2) 申込書 取扱金融機関及び保証協会の所定の申込書とする。ただし、次に掲げる資金については、別（振興要領）に定める書類を添付するものとする。

ア 第3条第1号イに掲げる資金

イ 第3条第2号ア、イ、エ、オ、カ、キ、ク及びケに掲げる資金

ウ 第3条第3号ア、ウ及びエに掲げる資金

エ 第3条第4号に掲げる資金

オ 第3条に掲げる資金で国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」の対象となる保証を適用して融資をするもの

- (3) 申込取扱期間 年間を通じて行う（取扱金融機関、商工会議所、商工会及び岐阜県商工会連合会の休業日（この号において「休業日」という。）を除く。）。ただし、次のアからウまでに掲げる資金にあつては、それぞれ当該アからウまでに定める期間（休業日を除く。）とする。

ア 第3条第1号オに掲げる資金 夏季資金にあつては毎年6月1日（休業日に当たるときは、休業日の翌日）から10月31日（休業日に当たるときは、休業日の前日）までとし、年末資金にあつては毎年11月1日（休業日に当たるときは、休業日の翌日）から翌年3月31日（休業日に当たるときは、休業日の前日）まで

イ 第3条第3号イに掲げる資金 倒産企業が倒産した日から起算して1年を経過する日まで

ウ 第3条第4号アに掲げる資金 当該資金に係る災害が発生した日から起算して6月を経過する日まで（ただし、知事が必要と認めた場合は延長することができる。）

（融資条件の規制）

第8条 取扱金融機関は、融資について、歩積・両建の条件を付してはならない。

- 2 取扱金融機関は、別（振興要領）に定める資金を除き、借換えのための融資をしてはならない。

（原資の預託）

第9条 知事は、予算の範囲内において融資に要する原資の一部を取扱金融機関に預託するものとする。

- 2 取扱金融機関は、前項の預託金に自己資金を加え、融資を行うものとする。

（預託金の返還）

第10条 知事は、取扱金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、預託金の全部又は一部を取扱金融機関に返還させることができる。

- 2 知事は、この要綱に基づく資金の利用について、この要綱の規定に違反する事項があると認めたときは、関係機関と協議して当該資金の全部又は一部を返還させることができる。

（利子補給）

第11条 知事は、別に定めるところにより取扱金融機関に利子補給をすることができる。

(保証料補助)

第12条 知事は、保証協会が融資の保証を行ったときは、別に定めるところにより保証協会に保証料を補助することができる。

(調査)

第13条 知事は、融資について必要と認めたときは、取扱金融機関又は保証協会から報告を求め、又は調査を行うことができる。

(報告)

第14条 取扱金融機関及び保証協会は、毎月の融資状況又は保証状況について、別（振興要領）に定めるところにより知事に報告しなければならない。

(期中管理)

第15条 取扱金融機関は、特定中小企業者（中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係る事由に限る。）若しくは第5号に該当することについてその住所を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者等に限る。）又は特例中小企業者（以下この条において「特定中小企業者等」という。）で保証協会が当該特定中小企業者等に係る融資に対して信用保証を行ったものについて、当該融資を実行した日から当初に設定した償還期限まで（償還期限が5年を超える場合にあっては、5年）の間、別（振興要領）に定めるところによりモニタリングを行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は別（振興要領）に定めるものとする。

2 この要綱に定めるほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱（平成14年4月1日制定）、岐阜県政策誘導型資金融資制度要綱（平成14年4月1日制定）及び岐阜県経済変動緊急対策特別資金融資制度要綱（平成13年10月18日制定）は廃止する。
- 3 この要綱施行の際、現に廃止前の岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱、岐阜県政策誘導型資金融資制度要綱及び岐阜県経済変動緊急対策特別資金融資制度要綱の規定による資金の融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。なお、当該要綱の廃止の際、現に廃止前の当該要綱により適用を受けているものについては、なお従前の例による。
 - 一 岐阜県同和地区小規模事業資金利子補給金交付要綱（昭和49年3月25日制定）
 - 二 無担保保証等にかかる損失補償要綱（昭和51年4月1日制定）
 - 三 岐阜県CLO（中部CLO）融資制度要綱（平成16年4月1日制定）

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年８月４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年１２月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年１月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年２月１２日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

２ 岐阜県経済変動対策資金緊急利子補給金交付要綱（平成２０年１２月１８日制定）は、廃止する。なお、当該要綱の廃止の際、現に廃止前の当該要綱により適用を受けているものについては、なお従前の例による。

３ 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度緊急保証料補助金交付要綱（平成２０年１２月１８日制定）は、廃止する。なお、当該要綱の廃止の際、現に廃止前の当該要綱により適用を受けているものについては、岐阜県中小企業振興支援資金融資制度保証料補助金交付要綱（平成１６年４月１日制定）による。

附 則

この要綱は、平成２１年７月９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年１２月１７日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

２ 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度経済危機対策分保証料補助金交付要綱（平成２１年７月９日制定）及び岐阜県中小企業振興支援資金融資制度経済変動対策資金保証料補助金交付要綱（平成２１年１２月１７日制定）は、廃止する。なお、当該要綱の廃止の際、現に廃止前の当該要綱により適用を受けているものについては、岐阜県中小企業振興支援資金融資制度保証料補助金交付要綱（平成１６年４月１日制定）による。

附 則

この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年１０月６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年９月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年６月１５日から施行する。ただし、施行日前において、改正前の岐阜県子育て支援企業登録制度実施要領（以下「改正前要領」という。）第５条第１項により登録された「岐阜県子育て支援企業」については「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」と、改正前要領第９条第１項により認定された「岐阜県子育て支援エクセレント企業」については「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」と読み替え、本要綱を適用する。

附 則

１ この要綱は、平成２９年１０月３０日から施行する。

２ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成１９年５月１１日法律第４０号。以下「企業立地促進法」という。）に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた者に係る改正前の岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱の規定は、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年８月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年１月９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年2月7日から施行する。

2 第15条のうち特例中小企業者に対するモニタリングに係る部分については、既保証分を含め、令和5年度上半期モニタリングの報告分から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

別表－１

資 金 名	資 金 使 途	融資対象者	融 資 限 度 額	償 還 期 間 (据 置 期 間)	融 資 利 率 (信 用 保 証 付)	取 扱 金 融 機 関
(１) 一般資金						
ア 経営安定資金	経営安定に必要な長期事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転資金 ４，０００万円 設備資金 ６，０００万円 (運転資金と併せて)	運転資金 ７年以内 設備資金１０年以内 (運転・設備ともに１年以内)	年２．２％ (年２．０％)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
イ 同和地区小規模事業資金枠	旧同和対策対象地区小規模企業者等の 経営安定に必要な事業資金 (運転・設備)	小規模企業者 組合	運転・設備 ２，０００万円 併せて	運転資金 ７年以内 設備資金１０年以内 (運転・設備ともに１年以内)	(年２．０％)	十六銀行、大垣共立銀行、 大垣西濃信用金庫
ウ 小規模企業資金	小規模企業者の経営安定に必要な事業資金〔国の「小口零細企業保証制度」に対応する資金〕 (運転・設備)	※小規模企業者 組合	運転・設備 ２，０００万円 併せて 信用保証協会の保証付の融資残高が合計2,000万円以内となる新規融資額	運転資金 ７年以内 設備資金１０年以内 (運転・設備ともに１年以内)	(年１．０％)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
エ 経営者保証非提供資金	一般的な事業資金	中小企業者（ 法人に限る） 組合	運転・設備 ８，０００万円 併せて	運転資金１０年以内 設備資金１０年以内 (運転・設備ともに１年以内)	(年１．２％)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
オ 季節資金（夏季・年末）	夏季・年末時期に必要な短期事業資金 (運転)	中小企業者 組合	運転資金 １，０００万円 運転資金 ３，０００万円	運転資金 ６か月以内	年１．９％ (年１．７％)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
カ 売掛債権担保活用資金	事業者に対する売掛債権を保有している中小企業者の経営安定を図るために必要な事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転・設備 ５，０００万円 併せて	６か月以内	(年１．７％)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金

※NPO法人は対象としない（ただし、医業を主たる事業とするNPO法人については、この限りでない）

別表－２

資 金 名	資 金 使 途	融資対象者	融 資 限 度 額	償 還 期 間 (据 置 期 間)	融 資 利 率 (信 用 保 証 付)	取 扱 金 融 機 関
(２) 元気企業育成資金						
ア SDG s 推進資金	SDG s の推進やワーク・ライフ・バランスなど働き方改革に取り組むために必要な事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転資金 4,000万円 設備資金 10,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (運転・設備ともに1年以内)	償還期間が10年以内の場合 年1.0% (年1.0%) 償還期間が10年を超える場合 年1.4% (年1.4%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
イ 産業活性化・海外市場開拓支援 資金	食料品、繊維、木工・家具、紙、陶磁器、金属・刃物及びプラスチックの製造業若しくは健康、福祉、環境、交流、教育、文化、ハイテク産業を積極的に活性化、又は経営資源を活用して新たに事業展開等をするために必要な事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転資金 4,000万円 設備資金 10,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (運転・設備ともに1年以内)	償還期間が10年以内の場合 年1.6% (年1.6%) 償還期間が10年を超える場合 年2.0% (年2.0%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
ウ 成長産業強化支援資金	岐阜県経済・雇用再生戦略に基づく成長分野に係る設備、県内観光施設の新増改築に必要な事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転資金 4,000万円 設備資金 10,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (運転・設備ともに1年以内)	償還期間が10年以内の場合 年1.4% (年1.4%) 償還期間が10年を超える場合 年1.8% (年1.8%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
エ 地域未来投資支援資金	県内観光施設の新増改築、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業、岐阜県企業誘致戦略に基づく各クラスターエリア内で対象となる業種の施設設備の整備に必要な事業資金 (設備)	中小企業者 組合	設備資金 56,000万円	設備資金15年以内 (2年以内)	償還期間が10年以内の場合 年1.4% (年1.4%) 償還期間が10年を超える場合 年1.8% (年1.8%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
オ 創業支援資金	新規開業等を図るために必要な事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転資金 4,000万円 設備資金 10,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (運転・設備ともに1年以内)	償還期間が10年以内の場合 年1.4% (年1.4%) 償還期間が10年を超える場合 年1.8% (年1.8%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
	創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」を利用する者の事業に必要な資金 (運転・設備)		運転・設備 2,000万円 併せて 信用保証協会の保証付の融資残高 が合計2,000万円以内となる新規融資額	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 (運転・設備ともに1年以内)		
	スタートアップ創出促進保証を利用する者の事業に必要な資金 (運転・設備)		運転・設備 3,500万円 併せて	運転・設備ともに10年以内 (運転・設備ともに1年以内) ※1		
	ぎふプライムスタートアップの認定を受けた者の事業に必要な資金 (運転・設備)		運転資金 8,000万円 設備資金 20,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (運転・設備ともに2年以内)		

資 金 名		資 金 使 途	融資対象者	融 資 限 度 額	償 還 期 間 (据 置 期 間)	融 資 利 率 (信 用 保 証 付)	取 扱 金 融 機 関
	カ 経営合理化資金	経営の合理化・効率化等を図るための施設や設備の整備に必要な事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転資金 4,000万円 設備資金 20,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (運転・設備ともに1年以内)	償還期間が10年以内の場合 年1.6% (年1.6%) 償還期間が10年を超える場合 年2.0% (年2.0%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
	キ 脱炭素社会推進資金	地球環境の保全・改善、電力需給対策を図るための施設設備の整備に必要な事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転資金 4,000万円 設備資金 10,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (運転・設備ともに1年以内)	償還期間が10年以内の場合 年1.5% (年1.5%) 償還期間が10年を超える場合 年1.9% (年1.9%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、農 協、商工中金
	ク 雇用支援資金	雇用維持又は拡大に努める事業者の事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転資金 4,000万円 設備資金 10,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (運転・設備ともに1年以内)	償還期間が10年以内の場合 年1.5% (年1.5%) ※2 償還期間が10年を超える場合 年1.9% (年1.9%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、農 協、商工中金
	ケ 事業承継支援資金	事業承継を行う事業者の事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転・設備 28,000万円 併せて	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (運転・設備ともに1年以内)	償還期間が10年以内の場合 年1.4% (年1.4%) 償還期間が10年を超える場合 年1.8% (年1.8%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、農 協、商工中金
		事業承継特別保証及び経営承継借換 関連保証を利用する事業者の事業資金 (運転・設備)			運転・設備ともに10年以内 (1年以内)		

※1 当該融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合については、据置期間を運転・設備ともに3年以内とする。

※2 雇用支援資金のうち、雇用調整助成金に係る実施計画を労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出して受理されており雇用の維持に努める中小企業者等については、運転資金のみとし、信用保証はすべて必要とする。

別表－3

資 金 名	資 金 使 途	融資対象者	融 資 限 度 額	償 還 期 間 (据 置 期 間)	融 資 利 率 (信 用 保 証 付)	取 扱 金 融 機 関
(3) 特別経済対策資金						
ア 経済変動対策資金	経済環境の変化による業況悪化に対応して、経営安定を図るために必要な事業資金（運転・設備）	中小企業者組合	運転・設備 10,000万円 併せて	運転資金10年以内 ※1 設備資金10年以内 (運転・設備ともに2年以内)	(年1.6%)	普通銀行、信用金庫、信用組合、県信連、農協、商工中金
イ 関連倒産防止資金	倒産関連中小企業者等の経営安定に必要な事業資金（運転）	中小企業者組合	運転資金 4,000万円	運転資金 7年以内 (1年以内)	(年1.2%)	普通銀行、信用金庫、信用組合、県信連、農協、商工中金
ウ 返済ゆったり資金 (借換資金)	旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善を図るための事業資金（運転・設備）	中小企業者組合	運転・設備 8,000万円 併せて	運転資金10年以内 ※2 (2年以内)	金融機関所定利率 (上限利率：県制度融資の旧債務の借換(償還期間が7年以内の場合 年2.2%、償還期間が7年を超える場合 年2.4%) 県制度融資以外の旧債務を含む借換(償還期間が7年以内の場合 年3.2%、償還期間が7年を超える場合 年3.4%))	普通銀行、信用金庫、信用組合、県信連、農協、商工中金
				設備資金 10年以内 ※2 (2年以内)	金融機関所定利率 (上限利率：県制度融資の旧債務の借換(年2.2%) 県制度融資以外の旧債務を含む借換(年3.2%)))	
エ 中小企業再生支援資金	事業再生を行うために必要な資金（運転・設備）	中小企業者組合	運転・設備 8,000万円 併せて	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 (運転・設備ともに1年以内)	金融機関所定利率 (上限利率：年4.4%)	普通銀行、信用金庫、信用組合、県信連、農協、商工中金

※1 通常は運転資金7年以内、据置期間1年以内。令和8年3月31日まで運転資金10年以内、据置期間2年以内に延長。

※2 通常は据置期間1年以内。令和8年3月31日まで据置期間2年に延長。

別表－４

資 金 名	資 金 使 途	融資対象者	融 資 限 度 額	償 還 期 間 (据 置 期 間)	融 資 利 率 (信 用 保 証 付)	取 扱 金 融 機 関
(４) 災害対策資金						
ア 災害復旧資金	地震・豪雨等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合の事業復旧のために必要な事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転・設備 ８，０００万円 併せて	別に定める	別に定める	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
イ 危機関連対応資金	大規模な経済危機、自然災害等の事態により、中小企業者及び組合が必要とする資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転・設備 １０，０００万円 併せて	運転資金 ７年以内 設備資金１０年以内 (運転・設備ともに１年以内)	(年１．２％)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金 ※

※中小企業信用保険法第２条第６項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため、株式会社日本政策金融公庫法（平成１９年法律第５７号）第１１条第２項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、その後に中小企業信用保険法第２条第６項の認定を受けたものとの関係では、商工中金を除く。